



# ビジネスパートナー腐敗行為防止規程

## 本規程の趣旨

DFSは、最高度の法令遵守とモラルに基づいて事業を行います。このビジネスパートナー腐敗行為防止規程（以下「本規程」といいます。）は、当社で実施する腐敗行為防止のためのグローバル基準と腐敗行為防止関連諸法令の遵守に関して当社がビジネスパートナーに期待する事項を定めたものです。

本規程は、DFSの各種標準約款及びDFS ビジネスパートナー行動規範と共に適用されます。これらの規程／規範の最新版は<https://tc.dfs.com>（又は同サイトの後継サイト）に掲載されます。

## 適用範囲

本規程は、DFSの契約相手となるすべてのビジネスパートナー（以下、「貴社」又は「ビジネスパートナー」といいます。）とその関係者／関係会社に適用されます。本規程でいう「当社」又は「DFS」には、DFSグループに属するすべての関係会社が含まれます。「関係者／関係会社」とは、直接又は間接的に、他の事業体の議決権付株式の50パーセント以上（当該事業体が株式会社でない場合は、それらと同等の権益）を保有するか、又は有価証券の保有、契約等によって他の事業体の経営若しくは方針を指揮監督できる権能を有する個人又は事業体をいいます。この用語の対象には、たとえば、役員、取締役、従業員、代理人、インターン、子会社、関連会社、継承人、請負人及び下請人も含まれます。

## I. 腐敗行為の防止

DFSは、汚職、贈収賄等の腐敗行為を一切容認しません（ゼロトレランス方針）。腐敗行為の防止に関する法令・法規（以下、単に「法令」といいます。）は、一般的に、賄賂の約束、申し出又は提供、賄賂の要求又は受領などの贈収賄行為を禁止しています。貴社には、以下の事項を確約いただきます。

- a. 貴社及び貴社の関係者／関係会社が法令及び本規程を遵守すること。
- b. 貴社及び貴社の関係者／関係会社は、当社が関与する契約に関連して、直接間接を問わず、以下の目的のために金品の提供、提供の申し出若しくは約束又はその実行の承認を行ったことはなく、今後も行わないこと。
  - i. 公的な立場にある個人又は事業体が行う行為又は決定に関し、同人の法的な義務又はその職務の適正履行義務に反する行為（不作為を含む）又は決定を行わせるなどの目的によって不当な影響を及ぼすこと。
  - ii. 取引を獲得若しくは維持するため、DFS若しくは貴社のために不正な利益を得るため、又は取引がDFS若しくは貴社に回ってくるように誘導するためなどの目的によって、上記の個人又は事業体にその影響力若しくは地位の行使を働きかけて他の個人又は事業体が行う行為若しくは決定に影響を及ぼすこと。

## II. 内部統制及び報告義務

貴社には、以下の事項を確約いただくものとします。

- a. 貴社及び貴社の関係者／関係会社は、当社との各契約につき、全契約期間にわたって、当該



契約に関して発生するすべての支出の正確かつ合理的な明細を記載した会計帳簿及び記録を保持すること。

- b. 貴社は、DFSが独自の裁量でそれらの帳簿及び記録の確認、検査及び監査を行うことを許可すると共に、監査の実施に際して貴社及び貴社の関係者／関係会社を通じて十分な協力を提供すること。監査の実施費用は当初の時点で当社が負担する。ただし、監査の結果、貴社又は貴社の関係者／関係会社の保持する帳簿及び記録が上記II.a.に準拠していないこと又は当該契約若しくは本規程に対する違反の事実が判明した場合は、貴社が全監査費用を負担すること。
- c. 貴社及び貴社の関係者／関係会社において、本規程を遵守する上で必要な適切な規程集、手順書及び管理文書を策定し、DFSが関与する契約の全契約期間を通じて維持すること。貴社は、DFSから要請があるときに、貴社及び貴社の関係者／関係会社が本規程を遵守している旨をDFSの満足できる内容で記載した証明書を自社の法定代表者の署名を付して提出しなければならない。また、貴社は、DFSから要請があれば、貴社の関係者／関係会社からそれぞれの法定代表者の署名が付された上記証明書を取得の上、そのコピーを速やかに提出しなければならない。
- d. 貴社及び貴社の関係者／関係会社は、DFSから要請があれば、贈収賄防止研修に参加すること。
- e. 貴社又は貴社の関係者／関係会社に以下の一に該当する事由が生じたときは、[dfs.legal@dfs.com](mailto:dfs.legal@dfs.com)経由で直ちにその旨を当社に通知すること。
  - i. 本規程に対する違反を認知した場合
  - ii. DFSが関与する契約の履行に関連して不当若しくは不審な支払い又は利益の提供を要請又は要求された場合
  - iii. DFSが関与する契約の履行に関連して法令違反又は法令違反の疑いが生じたことによって裁判所、政府機関、規制機関若しくは顧客による取調べ、調査又は執行手続きの対象になった場合

### III. 本規程に対する違反

DFSは、汚職、贈収賄等の腐敗行為を一切容認しません（ゼロトレランス方針）。本規程に対する違反は重大な問題とみなされます。DFSが貴社又は貴社の関係者／関係会社に本規程への違反が生じた可能性があることを示す信頼できる証拠が存在すると合理的に判断した場合、当社は貴社との契約に基づいて発生するすべての支払いを停止した上で当該違反についての調査することができるものとします。貴社及び貴社の関係者／関係会社は、当社が誠意をもってお願いした場合には、当該調査に全面的に協力するものとします。

DFSが合理的かつ誠実な根拠に基づいて実際に違反があったと判断した場合、DFSは、すでに適法かつ適正に提供されたサービスに対する対価の支払いを除くすべての支払いを中止した上で、貴社との間の全契約を直ちに解除できるものとします。

### IV. 補償

貴社は、貴社又は貴社の関係者／関係会社が本規程に違反したことに起因してDFS又はDFSの役員、取締役、従業員、代理人、関連会社、継承人若しくは承認された譲受人（併せて、「**補償対象者**」といいます。）に損失、損害、債務、欠損、クレーム、訴訟、和解金、利息、裁定金、罰金、科料、費用、経費等（監査費用、弁護士費用、調査費用等を含みます。）が発生した場合は、それらのすべてを貴社が補償することによって補償対象者を保護するものとします。

本規程の英語版、本規程のいずれかの翻訳版との間で相違又は矛盾が生じた場合は、英語版が優先します。